

令和3年度職員団体との交渉結果
(第1回現業評議会独自交渉 (県職員労働組合現業評議会))

1 交渉団体

県職員労働組合現業評議会

2 出席者

[当局] 人事課長、人事課副課長、職員課長、職員課副課長 (8名)

[職員団体] 県職員労働組合現業評議会議長、副議長、事務局長他 (15名)

3 交渉日時及び場所

令和3年11月9日(火) 13:30~13:56 職員会館1階ホール

4 内容

技能労務職給料表の適用を受ける職員の給与制度について、当局から見直し案を説明した後、協議を行った。

5 交渉概要

(1) 当局説明

①令和3年度の技能労務職の給料表の改定

本県行政職給料表の改定見送り及び人事院勧告での国の行政職俸給表(二)の改定見送りを踏まえ、改定なし。

②技能労務職給料表の適用を受ける職員の給与制度の見直し

項目	改定(案)
技能労務職給料表の見直し	・給料表の構造について、現行の2級制を見直し、国の行政職俸給表(二)に準拠した5級制を導入
等級別基準職務表の新設	・職務を、その複雑、困難及び責任の度に基づく職務の級に分類し、その基準となるべき職務の内容を定めた等級別基準職務表を新設
主任技師及び技師発令の廃止	・等級別基準職務表の導入に伴い、現行の主任技師及び技師発令を廃止
期末・勤勉手当における役職加算の見直し	・期末・勤勉手当における役職加算の対象を4級以上の職又は数名の職員を直接指揮監督する3級の職に限定
給与制度の見直しの実施時期	・令和4年4月1日から適用 ・経過措置として、令和4年度に限り、適用後の給料月額が減額となる職員について、その差額を支給する措置を実施

(2) 協議

	職員団体主張	当局回答
給与制度の見直し	<ul style="list-style-type: none">・撤回してもらいたい。・現業統交渉の場で、「見直しありきでは納得できない」と再三申し上げたはずだが、今日の話は見直しありきの結論としか思えない。・給料表の引下げは、以前の交渉で一度行われている。当時の非常に重い労使確認を、唐突に一方的にひっくり返すのか。・これまで我々の要求や現場実情を伝えてきたのに、時間が限られている賃金確定交渉の場で案を示し、合意を求めるとは、あまりに乱暴ではないか。	<ul style="list-style-type: none">・我々として対外的に説明のできる給与制度とするため、精一杯検討した結果をお示しした。我々の提案をまず受けとめていただき、検討をお願いしたい。・給料表は以前に一度見直しを行っているが、その後も国から課題を指摘されるなど取り巻く状況は変化している。本県の技能労務職の給料表にかかる課題と問題意識は、以前から繰り返し申し上げているところであり、決して唐突に見直しを検討したわけではない。・技能労務職の給料表についてのこれまでの経緯は十分承知した上で、技能労務職の給料表にかかる課題を解決するために検討した結果としてお示ししたものである。・皆様方の勤務条件が大きく変更になるものとは認識しているが、避けては通れない見直しと考えている。
総括	<ul style="list-style-type: none">・本日の当局の提案は、職員への影響が非常に大きい。これだけの内容を、給与交渉のあとわずかな時間で妥結に向けて決着するのは無理だ。再検討を要請する。・この内容はあまりにも厳しすぎる。我々にも検討の時間が必要。これまでの労使合意の積み重ねと今日の職員の声を十分に踏まえて、我々が合意できるような内容を検討してもらいたい。	<ul style="list-style-type: none">・今一度上層部と協議し検討するが、もはや給料表の見直しを避けては通れない状況下にあることは、ご理解いただきたい。